国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準

平成十九年三月三十一日財務省告示第百三十四号

改正　平成二十一年四月一日財務省告示第百十九号

改正 平成二十三年三月三十一日財務省告示第百十号

改正 平成二十四年三月三十日財務省告示第百十号

改正 平成二十六年三月三十一日財務省告示第百十四号

改正 平成二十七年六月三十日財務省告示第二百二十五号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

一　国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第八条の二第二項関係）

㈠　各年度において、産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

イ　一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であって、当該年度の初日を含む年の前々年（以下単に「当該年度の前々年」という。）までの三暦年の平均で、その輸入額が十五億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十パーセントを超えるものは、特恵適用の対象から三年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。

　当該三暦年の平均で、当該特定原産品の特恵適用輸入額が当該国・地域からの総特恵適用輸入額の二十五パーセントを超える場合

　当該特定原産品が、経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）締結についての大筋合意をしている国・地域を原産地とする物品で、かつ、当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特恵税率以下のものである場合

　当該特定原産品の協定税率（法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。以下同じ。）が無税とされている場合

ロ　イの基準は、農水産物等（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一類から第二十四類までに該当する物品をいう。）については輸入統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の細分の単位で、鉱工業産品等（関税率表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品をいう。）については関税率表番号の項の単位で適用する。

ハ　イの基準は、当該年度の前々年の輸入統計品目表に基づいて、当該年度の前々年までの三暦年の貿易統計により判定する。

㈡　経済連携協定に基づく関税率及び特恵税率の選択的適用を回避するための国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

経済連携協定における我が国以外の締約国である国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品であって、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が特恵税率以下のものについては、特恵適用の対象から除外する。

㈢　有限天然資源保護のための国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特恵の供与を行うことが適切でない品目について、当該機関において特定が解除される等特恵非供与の根拠が解消するまでの間、特恵適用の対象から除外する。

二　高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準

㈠　各年度において、部分適用除外措置（国別・品目別特恵適用除外措置。法第八条の二第二項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ　対象国・地域は、後発開発途上国及び㈡に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域を除くものとし、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。

ロ　対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計において、イの国・地域を原産地とする各品目のうち、その輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の二十五パーセントを超え、かつ、十億円を超えている品目とする。ただし、当該国・地域を原産地とする当該品目の協定税率が無税とされている場合を除く。

ハ　イ及びロの基準により、部分適用除外措置の対象となった国・地域及び品目については、特恵適用の対象から一年間除外することとし、当該基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特恵関税の供与を復活させる。

㈡　各年度において、全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ　当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域（後発開発途上国を除くものとし、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。）については、特恵適用の対象から除外する。

ロ　イの基準により国別適用除外措置の対象となった国・地域の国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年まで三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特恵関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より特恵関税の供与を復活させる。

改正文（平成二十一年四月一日財務省告示第百十九号）[[1]](#footnote-1)

改正文（平成二十三年三月三十一日財務省告示第百十号）抄

平成二十三年四月一日から適用する。

改正文（平成二十四年三月三十日財務省告示第百十号）抄

平成二十四年四月一日から適用する。

改正文（平成二十六年三月三十一日財務省告示第百十四号）抄

平成二十六年四月一日から適用する。

改正文（平成二十七年六月三十日財務省告示第二百二十五号）抄

平成二十七年七月一日から適用する。

1. 平成二十一年四月一日財務省告示第百十九号には適用日の言及はない [↑](#footnote-ref-1)